

令和3年8月

定例農業委員会総会 議事録

令和3年8月10日（火）

宗像市農業委員会

令和３年８月 宗像市農業委員会 定例総会

招集年月日	令和３年８月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和３年８月１０日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和３年８月１０日 午後５時１０分			
	休憩	なし			
応（不応）招集委員及び出席並びに欠席委員 出席１６人 欠席 ８人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	×
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	×
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	○
４	薄 幸一	○	１６	時安 剛	×
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	×
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	○
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	×
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	×
９	山田 堅	○	２１	福嶋 仁士	○
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	×
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	×
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	○
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	１０番	本田 辰幸		１２番	吉武 順子

令和3年8月定例農業委員会総会会議結果

- | | | |
|-------|----------------------|----|
| 第1号議案 | 農地利用最適化推進委員の辞任について | 承認 |
| 第2号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請について | |
| | 受付NO1 | 承認 |
| | 受付NO2 | 承認 |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請について | |
| | 受付NO1 | 保留 |
| 第4号議案 | あっせんの申出について | |
| | 受付NO1 | 承認 |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画（所有権移転）について | |
| | 受付NO1 | 承認 |
| | 受付NO2 | 承認 |
| | 受付NO3 | 承認 |
| | 受付NO4 | 承認 |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画（利用権設定）について | |
| | | 承認 |
| 第6号議案 | 農業振興地域整備計画の変更について | |
| | 受付NO1 | 承認 |

報告事項

- | | |
|-----|--------------------|
| 第1号 | 農地法第4条の規定による届出について |
|-----|--------------------|

○議長

令和３年８月の定例農業委員会総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は１６名です。

よって、令和３年８月定例農業委員会総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは、第１号議案「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題といたします。事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第１号議案について、資料により説明）

○議長

事務局の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第１号議案の農地利用最適化推進委員の辞任について、同意を求めることに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。よって、第１号議案、農地利用最適化推進委員の辞任について、同意することに決定いたします。

○議長

それでは第２号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。２件の案件が申請されています。受付ＮＯ１について審議を行います。事務局から議案と譲受人、譲渡人の説明を受けたいと思います。

○事務局

（第２号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号１の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人は●●●●●さんで、現在、父親の農地を借り受け、耕作をされています。譲渡人は●●●●●さんで、農地の管理はしていますが、耕作はされていない状況です。今回の申請農地が●●●さんが

耕作している農地に近いことから、譲ってほしいと相談があり、話がまとまったため、農地法第3条許可の申請になっています。地元の農事区長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると考えています。以上、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO1の譲受人・譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

担当地区委員です。受付番号2の譲受人と譲渡人の説明をいたします。譲受人の●●●●さんは、●●●●のかたわら、農業にも従事しています。トラクター、耕運機、田植え機、コンバインなどの農業用機械も所有しています。譲渡人の●●●●●●さん、●●●●●●さん、●●●●●●さんは、以前から農地の処分を考えていましたが、なかなか買い手が見つからずにいましたが、ようやく知り合いを通じて●●さんと農地の売買の話がまとまり、今回の農地法第3条許可の申請になっています。先月も申請が出ていましたが、要件の確認ができず、保留となっていましたので、相手方にも問い合わせをしております。譲渡人には3名の名前があがっていますが、●●●●さんが代表して農地の管理をしていました。年齢も●●歳になり、子供さんもいないことから、財産を整理したいと考えておられました。2年程前には水田の売買が成立しています。あと残された農地が、今回の申請地の3筆になります。取得後の農地については、稲作を予定しているということでしたが、畑としての利用も検討するように譲受人にお願いしています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件を満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、受付NO2の譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。

(なしの声)

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

○事務局

○議長

○委員

○議長

○委員

現地調査B班班長です。受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いました。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、使用済自動車・中古車自動車保管場所になります。すでに整備は完了している状況です。周囲は約●●mのフェンスを設置しています。周辺への雨水被害対策は、敷地内にU型側溝が設けられ、この側溝を経由し、河川へと排水されます。汚水や生活雑排水については、発生しません。また、申請地内で自動車の解体作業などは行わず、あくまでも使用済自動車の保管場所になります。日照や通風の問題は、特に問題ないと考えています。また、騒音につきましても、特に影響ないと考えています。

追認というかたちになりますが、今回の農地法第5条の許可申請は、確認事項の条件を満たしていると考えています。また、農地区分は第1種農地に該当しますが、既存敷地面積の拡大ということで、今回の転用面積が既存部分の面積の2分の1を超えないため、特に問題ないと判断しています。以上簡単ではございますが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

事務局、地元農事組合に提出された誓約書の内容について、説明をお願いします。

○事務局

水利の承諾をいただく際に条件付きで承諾するというので、誓約書が添付されています。内容については、資材置場として利用するため、保管する資材は自動車のみ、保管方法は車両平積みで、2台あるいは3台と重ねないこと、ごみの処理や水の放流について河川などに汚染させないこと、その他問題が生じた場合には周辺住民の意見をききながら真摯に解決に向けて対応するという内容になっています。

○議長

ただいま、事務局から第3号議案の受付NO1についての議案説明と、地区担当委員、現地調査B班班長から説明がありました。説明に対してご質問、ご意見はございませんか。

○委員

そこで部品を外したり、解体したりすることはないのですか。ただ、単純に自動車を置くだけですか。

○事務局

申請地は、使用済自動車を保管するだけになります。約5年前から隣の敷地で解体業を営業されていますので、解体などの場合は、隣の施設に移動させて解体や部品などを外すということで、申請地では解体作業は行いません。あくまでも、保管場所になります。

○議長

ほかにご質問、ご意見はございませんか。

○委員

地元の水利組合の承諾とありますが、●●地区は反対してきた案件だったので、この川の●●地区は下流にあるので、被害を受けるのは●●地区になります。排水は出ますよね。どうしても、●●地区では反対の意見が出ています。

○事務局

今回の申請地は、車両は平積みのみになります。また、解体作業なども行いません。隣の既存施設については、営業上、車両を2段積みしていい場所などはあらかじめ指定されています。水質についても、保健所の検査を受け、目視にはなりますが、臭いを嗅いだりして確認をされています。あくまでも申請地から排水される水質の検査になります。

○委員

地質調査はしてなくて、臭いだけですか。

○事務局

臭いと、目視になります。

○委員

●●●で解体をするのですか。

○事務局

申請地の隣の既存施設で、解体作業は行われます。

○委員

隣で解体とかをされるのであれば、沈砂池などもあるのですか。

○事務局

解体業の県の条件に基づいて、既存の施設は許可を受けています。

○委員

現地に置かれている車は、長い間、錆ついた結構ボロボロの車もあったと思いますが、平積みに置かれていても、雑排水が流れないとも言えないですね。

○事務局

コロナになる前までは、保管日数は2～3日間程度ということでしたが、コロナの感染が拡大してからは、なかなか輸出などができていない状況で、保管日数に関しては、現在は1カ月程度かかっています。今が無断転用の状態でもあるので、事務局から、申請地は許可が下りるまでは使用しないようお願いしているため、長期間、同じ車が保管されている状況が続いているのではないかと思います。

○委員

●●の方の水利組合の承諾を得ているのですか。

○事務局

今回は、●●●地区の方だけです。

○委員

ここの水利は、●●地区の方に関係してくるところなので。

○事務局

県の手引きの水利承諾の考え方では、排水が下流域に影響を与えるおそれがある場合など、下流域の地区の承諾も必要になると考えています。今回のケースでは、排水に関しては保健所の検査も受けており、特に問題ないと考えられるため、排水される出口が●●●の区域ということで、●●●地区の承諾をとってもらっています。

○議長

今回の申請地では、あくまでも一時保管場所で、解体はしませんという条件で、●●●農事組合と協議し、承諾が得られています。

○委員

申請地の車を見た状態だと比較的きれいで、移動できるような車が平積みで置いてありました。問題なのは既存の施設の方の排油処理とかを確認する必要があると思います。

○委員

既存の部分は、私たちがどうこう言うことではないと思っています。

○委員

今回の申請地は、油が流れるような状況ではないように感じました。

○委員

被害があってからでは遅いので、●●として反対です。

○委員

どのように調整を図りますか。

○議長

申請者に●●地区からの承諾を得られるように努力してもらう必要があると思います。改めて、申請者に●●地区と●●●地区に丁寧に事業の説明をしていただき、承諾をとっていただきたいと思います。このため、保留といたします。

○議長

それでは次に、第4号議案「あっせんの申出について」を議題と致します。1件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第4号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO1の説明がありました。この件につきましては、人事案件でございますので質疑を終結します。第4号議案、受付NO1 あっせん委員の選出にあっては、議長の指名にしたいと思います。あっせん委員の選出を議長指名とすることに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

○議長

受付NO1のあっせん委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

○議長

次に、第5号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」議題といたします。4件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第5号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

ただいま受付NO1について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO1について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま受付NO2について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO3について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO3について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について事務局より説明を受けたいと思います。

○事務局

(第5号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま受付NO4について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、受付NO4について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第6号議案「令和3年度農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

（第6号議案について、資料により説明）

○議長

ただいま事務局から第6号議案「令和3年度農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第6号議案、令和3年度農用地利用集積計画について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和3年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第7号議案「農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。案件は1件です。この件につきまして、農業振興課から説明を受けたいと思います。

○農業振興課

（第7号議案の受付NO1について、資料により説明）

○議長

農業振興課の説明に対して、ご質問、ご意見はありませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第7号議案、受付NO1について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1について、宗像市長に対して可の意見書を提出することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は1件であります。報告事項第1号「農地法第4条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、

事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては報告になりますが、何か質問などはありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和3年8月定例農業委員会総会は閉会いたします。